


## 国民健康保険の手続きに必要な書類のご案内

平成28年1月からマイナンバーの実施に伴い国民健康保険の届出の際、世帯主及び異動対象者全員の「番号確認」と手続きに来る方の「身元確認」が必要となりました。

### <世帯主が手続きにくる場合>

**個人番号カードを持っている場合**



カード一枚で身元確認と番号確認が可能です。


**個人番号カードを持っていない場合**

以下のもので、身元確認と番号確認をします。

<p><b>身元確認</b></p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">運転免許証</div> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">パスポート</div> <p>顔写真付証明書が無い場合は 保険証・年金手帳など</p>	+	<p><b>番号確認</b></p> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">住民票</div> <p>通知カードまたは 住民票の写し（マイナンバー付）</p>
--	---	---

### <住民票上同一世帯の方が手続きにくる場合>

① 世帯主の番号確認書類



個人番号カード、通知カードまたは住民票の写し  
(マイナンバー付)

② 手続きにくる方の身元確認書類

**身元確認**

運転免許証

パスポート

顔写真付証明書が無い場合は  
保険証・年金手帳など



### <各種手続きに必要な書類>

手続きの内容	必要書類
国民健康保険に入る	① 以前の健康保険をやめた証明書（健康保険の資格喪失証明書） ② 預金または貯金通帳と通帳印・・・保険料は口座振替でお願いします
保険証を受取る	手続きに来る方の写真付身元確認ができるもの（下記のいずれか1種類） ・個人番号カード ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード ・身体障害者手帳 ・住民基本台帳カード ・社員証及び学生証等 上記の身元確認を持参できないときは下記のいずれか2種類 （世帯主及び該当者本人に限る） ・健康保険証 ・年金手帳 ・各種医療受給者証 ・児童扶養手当証書 等
国民健康保険をやめる	・新しく加入した健康保険の保険証 ・いままでの国民健康保険証
国民健康保険証書換え (住所変更、世帯変更等)	書き換え前の国民健康保険証

### <住民登録上別世帯の代理人による手続きに必要な書類>

世帯主及び異動対象者全員の番号確認書類、<各種手続きに必要な書類>に加え、代理人の写真付きの身元確認と下記の代理権の確認書類が必要です。

法定代理人（成年後見人、未成年者の親権者等）の場合

- ・登記事項証明、戸籍謄本、その他その資格を有することの証明書

任意代理人の場合

- ・世帯主からの委任状

（国民健康保険法では異動対象者本人ではなく、世帯主が届出人となります。）